

こ支総第94号
こ成基第37号
7文科初第2562号
令和8年3月26日

各都道府県知事
各指定都市・中核市市長
教職課程を置く各国公私立大学長 殿
各指定教員養成機関の長

こども家庭庁支援局長
こども家庭庁成育局長
文部科学省初等中等教育局長
文部科学省高等教育局長

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の施行を見据えた実習に関する大学等の対応等に関する留意事項について（依頼）

こどもへの性暴力等は、こどもの権利を著しく侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与え得るものであり、絶対に防がなければなりません。このような理念と社会の責任を具現化すべく、令和6年6月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和6年法律第69号。以下「法」という。）が成立しました。本法においては、児童等に対して教育、保育等を提供する学校設置者等及び認定事業者等（以下「対象事業者」という。）に対し、教員等及び教育保育等従事者（以下「対象従事者」という。）による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるなどしており、令和8年12月25日に施行されます。先般、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」（令和8年1月9日こども家庭庁。以下「ガイドライン」という。）を策定し、制度の詳細な全体像を示したところです。

法の施行後は、対象事業者においては、対象従事者の特定性犯罪前科の有無の確認（犯罪事実確認）が必要となります。この犯罪事実確認に関し、教職課程を履修する学生が実習施設にて行う教育実習及び保育士養成課程を履修している学生が実習施設にて行う保育実習（以下「実習」という。）については、ガイドラインの策定に先立ち、令和7年11月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防

止等のための措置に関する法律」の施行を見据えた令和 8 年度以降に入学する学生への対応等に関する留意事項について（依頼）」（令和 7 年 11 月 4 日付けこども家庭庁支援局長及び成育局長並びに文部科学省初等中等教育局長連名通知。以下「入学生通知」という。）により、犯罪事実確認を行う上での実習の取扱いや、令和 8 年度以降に入学する学生の募集等に当たり考えられる対応を示したところです。

入学生通知及びガイドラインのⅢ.8（P71）において示したとおり、犯罪事実確認において、実習については次の①又は②のような取扱いとなります。

① 犯罪事実確認が求められる場合

教職課程を置く大学等及び指定保育士養成施設（以下単に「大学等」という。）が作成する実習計画において、児童等と一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生が児童等に対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると位置付けられている実習であること

② 犯罪事実確認が求められない場合

次のア及びイを満たす実習であること。

ア 大学等が作成する実習計画等において、実習生と児童等とを原則として一対一にさせないことが位置づけられていること

イ 実習施設となる対象事業者において、実習生と児童等とを原則として一対一にさせないこと及び指導教員等の監督の下で実習生が児童等と接することが担保されていること

（ガイドラインⅢ.8に記載のとおり、「一対一」の具体的な解釈や、やむを得ず一対一になることが認められる場合及びその場合の対応については、いとも特例が適用される者に求められる「必要な措置」に準じます（ガイドラインⅥ.2.（3）②（P173-175）参照。）

※ なお、①又は②に該当するか否か（犯罪事実確認の実施の要否）を最終的に判断するのは実習施設となる対象事業者であることから、その判断の結果、全ての実習生に犯罪事実確認が求められる可能性があります。

犯罪事実確認の結果、特定性犯罪前科が確認された者については、法第 6 条又は第 25 条の規定に基づく防止措置により、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等と接する実習はできないこととなります。

また、法に基づく犯罪事実確認を行う前に、特定性犯罪前科がある旨を申告した者については、①に該当する場合は、同様に児童等と接する実習を行わないよう防止措置を講じる必要があります。②に該当する場合にも、法制定の背景事情の一つである性犯罪の再犯リスクを踏まえれば、児童等に接する形での実習を行わせることは適切ではないと考えられます。

※ なお、実習を行う場合以外においても、学生が、インターンシップやボランティア活動等を通じて対象事業者で児童等と接する業務に従事する場合には、当該対象事業者が当該学生を犯罪事実確認の対象と判断し、犯罪事実確認を求める可能性があります。

法の施行後は、実習前に犯罪事実確認の要否が判断され、必要と判断されれば学生においても一定の手続が必要となります。また、犯罪事実確認の結果、児童等に接する実習が実施できなくなる学生がいた場合には、学生のみならず、実習施設等への影響も大きいと考えられます。このため、入学生通知においては、既に令和8年度以降に入学する学生への対応等に関する留意事項を示したところですが、在校生についても、当該在校生が入学を判断する時点では法について認知していなかった可能性にも留意しながら、大学等における法を踏まえた対応を整理し、事前に周知することが必要と考えられます。このことに鑑み、この度、実習に関して大学等が行うことが考えられる対応等について、下記のとおり示しますので、御検討いただきますようお願いいたします。

本通知の内容について、各都道府県におかれては、貴管内の指定保育士養成施設及び管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に対して周知願います。

なお、入学生通知の内容については、本通知にすべて盛り込んでいるため、廃止します。

記

（考えられる対応例）

1 令和8年度以降の入学志願者及び在校生に対する周知

令和8年度以降の入学志願者及び在校生に対して、次の（1）から（3）までの事項について、パンフレット、大学等のウェブサイト等を通じて、周知を行うこと（周知用資料ひな型については、別紙1のとおり）。

- (1) 法の施行日（令和8年12月25日）以降、実習を行う前に、実習を履修する学生に対して、法に基づく犯罪事実確認が行われる可能性があること。この手続を通じて特定性犯罪前科が確認された学生については、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等に接する実習を行うことはできないこと。
- (2) 実習を行うことができない場合は、原則として教員養成課程を修了して大学等を卒業することにより得られる教員免許状及び保育士養成課程を修了して指定保育士養成施設を卒業することにより得られる保育士資格の取得要件を満たすことができないこと。
- (3) 実習が卒業のために必須の科目となっている大学等においては、実習を行うことができず卒業要件を満たすことができない学生への対応（実習に替わる科目の設定をはじめとした卒業要件に関する特例措置等）について整理した上で、入学志願者及び在校生に対し、卒業要件を満たすことができない可能性があること及びその場合の対応についても周知すること。この場合、「教員養成に関する学部」であっても、特例として、教員免許状の取得をせずに卒業することを認めることとすること。

2 令和8年度以降の入学予定者への対応

令和8年度以降の入学予定者に対して、入学前に、次の（1）及び（2）の対応を行うこと。

- (1) 1の（1）から（3）までの事項について、入学予定者に理解させ、同意書をとること（同意書のひな型については、別紙2のとおり）。
- (2) 特定性犯罪前科がないことについて誓約書をとること（誓約書のひな型については、別紙3のとおり）。併せて、万が一、特定性犯罪前科がある旨の申告があった入学予定者に対しては、大学等としてどのような対応を取ることになるのか検討し、当該入学予定者に対して伝達すること。なお、申告によって得られた情報は、個人情報保護法（平成15年法律第57号）の規律の適用を受けるため、適切な情報管理が求められること（以下同じ）。

※ 学生が実習を行うかどうかが入学前に明らかでない場合においては、当該学生が実習を行う蓋然性が高くなった段階で同意書・誓約書を取ることが考えられません。

3 在校生への対応

在校生に対して、次の（1）及び（2）の対応を行うこと。

(1) 実習が卒業のために必須の項目となっている大学等においては、在校生について、児童等と接する実習ができない場合の対応（実習に替わる科目の設定をはじめとした卒業要件に関する特例措置等）を検討すること。この場合、「教員養成に関する学部」であっても、特例として、教員免許状の取得をせずに卒業することを認めることとする。

(2) 在校生が実習を履修する前に、特定性犯罪前科がないことについて誓約書をとること（誓約書のひな型については、別紙3のとおり）。併せて、万が一、特定性犯罪前科がある旨の申告があった学生に対しては、大学等としてどのような対応を取るようになるのか、(1)の検討も踏まえ、当該学生に対して伝達すること。

※ 学生が実習を行うかどうか明らかでない場合においては、当該学生が実習を行う蓋然性が高くなった段階で誓約書を取ることが考えられます。

※ 誓約書については、入学前に取った場合でも、実習前にも改めて取るべきと考えられます。

4 法の周知

法の施行後は、次のような理由から、実習を行う可能性のある学生は、法についての理解を深める必要があると考えられる。

- ・ 実習前に犯罪事実確認が求められる可能性があること
- ・ 教員免許状及び保育士資格の取得を目指す学生であれば、法の内容を知っておくことは、当然に求められる素養であると考えられること
- ・ 教員免許状及び保育士資格を取得し、対象事業者において児童等に接する業務に従事する場合は、犯罪事実確認が求められること
- ・ その場合は、併せて、対象事業者において、法に基づく児童対象性暴力等を防ぐための取組が求められること

このため、こども家庭庁において作成・公表した周知用リーフレット・動画（「参考」に記載のウェブサイトに掲載。）等を活用し、教職課程及び保育士養成課程を履修する可能性のある学生に対して、制度を周知するとともに、特に、実習を行う蓋然性が高い学生に対しては、教職課程及び保育士養成課程における授業や、実習を行う者に対する事前研修において、こども家庭庁において作成予定の研修教材も活用し、法に基づき求められる対応等について周知を行うこと。

なお、実習生が対象従事者に該当すると判断された場合、法第8条及び法第20条第1項第5号に基づき、実習先となる対象事業者は当該実習生に対して研修を受けさせなければならないこととなる。また、対象従事者に該当しない場合であっても、実

習生については、その業務の性質に応じ、事前に適切な内容の研修を受講することが望ましい。

※ こども家庭庁が作成予定の研修教材は、次のア及びイの研修を実施するためのものを予定しています。

ア 標準研修

対象従事者が児童等と接する業務に従事するに当たり、理解しておくことが望ましい標準的な内容を網羅できるよう、こども家庭庁が作成した研修動画（標準動画）を用いた研修。

イ 要点研修

対象従事者が児童等と接する業務に従事するに当たり、理解しておくことが最低限必要な内容を網羅できるよう、こども家庭庁が作成した研修動画（要点動画）を用いた研修。

5 実習施設への対応

実習施設である対象事業者に対して、各大学等の対応に応じて、次の（１）から（４）までの内容を伝達すること。

- （１） 入学前や実習前に誓約書をとっている場合、その旨
- （２） 大学等が作成する実習計画等において、実習生と児童等を原則として一対一にさせないことが位置づけられている場合、その旨
- （３） ガイドラインでは、（２）を前提として、実習施設である対象事業者において、
 - ア 実習生と児童等を原則として一対一にさせないこと
 - イ 指導教員等の監督の下で実習生が児童等と接することが担保されている場合に、犯罪事実確認の対象とならないこととされていること
- （４） 実習前に大学等において法に関する研修を受講している場合、その旨及びその内容

※ 実習生が対象従事者に該当すると判断された場合、実習施設である対象事業者において、当該実習生に研修を受講させる義務を履行するに当たっては、実習前に大学等において受講した研修の内容を踏まえ、要点研修を受講させることも考えられます。

6 留意事項

犯罪事実確認書の交付申請の標準処理期間は、日本国籍の場合は２週間から１か月、外国籍の場合は１か月から２か月とされているため、この犯罪事実確認に要する期間を考慮して、実習計画等の作成や実習先の調整を行うこと。

参考：

- こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

（周知用リーフレットや動画、法の概要資料、こども性暴力防止法施行ガイドラインはこちらからご覧いただけます。）

URL：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

以上

【本件担当】

（本通知全般・こども性暴力防止法を受けた対応について）

こども家庭庁支援局総務課

こども性暴力防止法施行準備室

Mail：kodomokatei.dbs@cfa.go.jp

TEL：03-6858-0195

（教員養成課程について）

文部科学省初等中等教育局教育職員政策課

教員免許・研修企画室

Mail：menkyo@mext.go.jp

（教員養成大学・学部について）

文部科学省高等教育局専門教育課

教員養成企画室

Mail：kyoin-y@mext.go.jp

（保育士養成課程について）

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

保育士対策係

Mail：seiikukiban.hoikushitaisaku@cfa.go.jp